

第百六十二回国会 参議院 法務委員会 會議録 第二十八号

平成十七年八月四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

八月三日

辞任
尾辻 秀久君
陣内 孝雄君

補欠選任
岸 信夫君
田村耕太郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

渡辺 孝男君
松村 龍二君
吉田 博美君
千葉 景子君
木庭健太郎君

青木 幹雄君
荒井 正吾君
岸 信夫君
山東 昭子君
関谷 勝嗣君
田村耕太郎君
鶴保 庸介君
江田 五月君
前川 清成君
松岡 徹君
築瀬 進君
浜四津敏子君
井上 哲士君

衆議院議員

法務委員長代理

国務大臣

法務大臣

大臣政務官

法務大臣政務官

富田 茂之君

南野知恵子君

平沢 勝栄君

衆議院議員

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務
総局刑事局長

事務局側

常任委員会専門

政府参考人

警察庁交通局長

法務大臣官房司

法務省民事局長

法務省刑事局長

法務省保護局長

麻生 光洋君

矢代 隆義君

倉吉 敬君

寺田 逸郎君

大林 宏君

田中 英明君

大谷 直人君

本日

の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件
○法務及び司法行政等に関する調査
(入国管理政策に関する件)

(総合法律支援の実施及び体制の整備に関する件)
(更生保護の在り方に関する件)
(犯罪被害者に対する捜査資料等の開示に関する件)

○出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロの旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案(衆議院提出)

○委員長(渡辺孝男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨日、尾辻秀久君及び陣内孝雄君が委員を辞任され、その補欠として岸信夫君及び田村耕太郎君が選任されました。

○委員長(渡辺孝男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に警察庁交通局長矢代隆義君、法務大臣官房司法法制部長倉吉敬君、法務省民事局長寺田逸郎君、法務省刑事局長大林宏君及び法務省保護局長麻生光洋君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(渡辺孝男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(渡辺孝男君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○築瀬進君 いよいよ通常国会も本日に大詰めを迎えております。大変様々な、特に大きな解散等の動きもあるのではないかなど、話もございまして、皆さん緊張を高めている中で、やっぱり法務というのは国の基本法制にかかわる話でもございいます。

今日は、締めくくりということで大変貴重な一時間の時間をいただきましたので、前向きな質問といえますか、建設的な政策提言あるいは今後の司法行政という、この国の根幹にかかわる基本的な問題への取組について、法務大臣の御見解を様々に聞かせていただければと思っております。次第でございいます。

まず、本日、この質疑の後にいわゆる台湾のビザなし渡航の話がございいます。ちよつとこれ急速質問に付け加えさせていただきました。今、実は一分前にちよつと耳打ちをした話でございいますので、若干慌てさせて恐縮なんですけれども、

ビザなし渡航ということ、私も民主党も衆議院では賛成をしたわけでございしますが、実は、政令で指定されたいわゆる口号というところには、

は、台湾だけではないと、台湾及びガザ、それからヨルダン西岸地域と、これらのいわゆるパレスチナの関係の地域が入っております。

法文を見ますと口号というふうな形になっておりますので、台湾のみならず、言うならばビザなし渡航を今後も恒久化するというこの法律、これが口号の中に含まれているパレスチナ関連にも適用されるのかなど、この点はいか疑問を持っておりますけれども、この点はいかた、ございまいしょうか、ちよつと確認をさせていただきます。これ、入管局長で結構です。(発言する者あり) ああ、そうか。失礼いたしました。

○国務大臣(南野知恵子君) お尋ねの方が違ったのかなと思っておりましたが、

政令で定めることとございしますので、台湾のみとさせていただきます。

○築瀬進君 たしか、法文では口号という形で、そこに台湾のみという、そういう文章は入っていないなかつたと思うんですけども、そこは、取扱いはそれで正しいのでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 後でこれは提出される資料だと思えますけれども、出入国管理及び難民認定法第二条の五号ロに該当する、先生がおっしゃっているこの該当に当たるわけですが、旅券を所持する外国人であつて、観光その他の目的で本邦に短期滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸しようとする場合において、同法第六条第一項本文の規定にかかわらず、その旅券には日本国領事官等の査証を要しないものとすることと書かれております。

○築瀬進君 当該の政令があると思しますので、その政令をちよつと確認させていただきます。政令の具体的な中身。

○国務大臣(南野知恵子君) これを見せていた

いておりますが、政令はまだ定めておりませんので、この法案を通していただいて、これから定めようとするものであります。

○築瀬進君 じゃ、まあ政令は新たに定めると。

しかし、現行の政令で口号というふうなものの中には台湾とパレスチナと両方入っておりますけれども、台湾のみというふうなことでよろしいんですね。はい。そのような政令を定めるというところで確認をさせていただきたいと思うんですが、大臣、よろしいですね、それで。

○国務大臣(南野知恵子君) はい、そのとおりでございます。

○築瀬進君 ちよつと通告が遅れて恐縮をいたしておりますが、しっかりと御答弁をいただきましたのでありがとうございます。

それでは、本題に入ります。

私は、いわゆる民主党のネクスト法務大臣として、総選挙があった場合のマニフェストの作成等にも今入っているわけでございますが、その一つの大きな柱といたしましてリーガルセーフティネット、すなわち司法的に弱い立場の者が泣き寝入りをして、そういう社会をしっかりとつくろうと、これを一つの大きな柱にしたいと思っております。ちよつと横文字風に言うと、いわゆるセーフティネットを法的な制度の中でしっかりと張っていただく、そういう意味でリーガルセーフティネットと。

なぜそのような提案をしようかなということを考えているかといいますと、言うならば市場主義経済が非常に強くてどんどんどんどん流れておりますし、小泉政権になりまして更にそのことが加速をされようとしたしております。言うならば、私も非常に今危機感を持っておるのは、大変中流意識が日本の社会で多かったというのが過去の時代になろうとしたしております、富める者と貧しき者という、そういう二極分解という、そういう傾向がとうとうこの国の社会を覆っているんじゃないのかな、このような危機感を持っており

ます。そういう危機感の中で、結果として、司法的な救済に頼ろうとしてもなかなか、例えば訴訟費用、弁護士費用等の問題、あるいは立証をする際の証拠を集めるという能力の問題等々で司法アクセスが、これもまた非常にアクセスしやすい人とアクセスが難しい人と、非常に二極分解をしている。そういう中で様々なリーガルセーフティネットというふうなものをしっかりと張っていくということ、非常に重要な社会の安定といえますか国民の安心といえますか、それを担保するためには絶対に必要な措置だと思っております。

そういう意味で、今後とも、まずこのリーガルセーフティネットというふうなものをしっかりと更に密度を高めてこの国の社会に張り巡らしていくといった、そういう大きな政策を展開をしていくべきなんではないのかなと考えておりますけれども、大臣の御所見をまず伺いたいと思っております。

○国務大臣(南野知恵子君) 生きていく上ではセーフティネットというのは一番大切なものでございますが、更にもっと大切なのは先生が今お話しになられるリーガルセーフティネット、これではなかなかなというふうにも思っております。

先生がおっしゃっておられる常々のお話の中に、事前規制型から、そういう社会から事後チェック型の社会へということをおっしゃっておられております。そういうものも大きな形として私たちは経済情勢の変化等に伴いながら移行しておりますことを、この法による紛争の解決、それが一層重要になってくる問題だというふうにも思っております。

そこで、国民が、先ほど先生もお話しになりました、地域的な不公平があつては駄目よ、経済的な問題、資財に、資質に乏しい者も全部一様に公平にしなければならぬというのが司法の世界であろうというふうな思っておりますので、そういう方々に対しても障害なく、だれでも質の高い充実した法的サービスが受けられるようにする

と、そういう意味で法的な紛争解決に役立つ情報の提供が受けられるようにすることが最も大切なことではなからうかと、先生おっしゃるとおりだと思っております。

○築瀬進君 日本司法支援センターがいよいよ具体的にスタートをしようとしたしているわけでございまして、そういう意味合いにおいては司法アクセス向上のために果たすべきこの司法支援センターの役割というのは極めて重要だと思っております。

大臣とのやり取り思い返しますと、一番最初に私質問をしたときに、いわゆる司法アクセスというところにポイントを絞りました、我が国の人口一人当たりの第一審訴訟件数というふうなもの比較を、昨年の十月から十一月か忘れましたけれども、第一回目の質問でそんな話題を出させていただきました。そのときに指摘をした数字そのままでございますけれども、もう一回思い返してみますと、人口一人当たりの第一審訴訟件数、フランスでは二百七十件、ドイツでは百八十件、そして日本は三十七件というふうなことで、フランスと比較をいたしますとほぼ十分の一ぐらい、ドイツと比較をいたしますとほぼ十分の一ぐらい、こういうふうな非常に人口一人当たりの訴訟件数が極めて我が国の場合には低い。

また、法律扶助制度の比較もそのときさせていただきました。繰り返しになりますけれども、例えば年間の扶助件数は、日本が三万件に対して、例えばドイツ、フランス、イギリスを見ますと、いずれも三十万件を超えていると。やっぱり、件数的に言うとな対十の比較でございます。

また、国庫負担という形で見ましても、独仏英の中では一番この法律扶助にお金を使っているのはイギリスでございます、イギリスでは年間千八百億円、ところが日本は現時点では三十億円と、こういうふうなことかなり見劣りがするなと、こういうふうな状況でございます。

そういう中で司法支援センターがいよいよスタートをしようとしているわけでありますけれども、

も、若干その際に、昨年の四月、そしてそれに続いてこれは五月だったでしょうか、衆参で総合法律支援法制についての議論がございまして、附帯決議が付けております。これをちよつと、これもまた細かな通告をしてなかったんですけども、附帯決議というところで、当然支援センターのお話をする場合はこの附帯決議も認識の中にあるだろうと思ひますので、細かな数字ですから大臣じゃなくても結構なんですけれども、まず、衆議院の附帯決議で第一号に十全の財政措置をしていただきましたと、こういうふうな附帯決議がございまして、また、参議院についても同じように十全の財政措置をこの法律支援センターにと、こういう附帯決議があつたわけでございますが、この財政支援措置について、現実にはどのような対応がされ、また今後どうされようとしているのかということについて御答弁をいただければと思います。

○政府参考人(倉吉敬君) 現在、日本司法支援センターの設立に向けて、十八年度の概算要求の準備、積み上げ作業を行っているところでございます。これから八月末の概算要求に向けての積み上げということですので、今具体的な数字をどうこうというのは難しい段階にございますけれども、まず日本司法支援センターの業務、一番重要だと思っております情報提供業務を始めとしたしまして、国選弁護、それから法律扶助、被害者救済等多岐にわたります。そうした事業を遂行していく上で必要な費用を確保しなければなりません。

それから、全国の地方裁判所所在地に少なくとも事務所を設けていくと、少なくとも五十か所以上ということになります、それから司法過疎地域の事務所等も含めまして、そういった事務所も維持していく。そして、その人件費、物件費を整備していく。さらには、そうした管理部門についてのコンピュータシステムを始めとしたしまして、それから情報提供センター、情報提供業務につきましても一定のコンピュータシステムが必要だと思っておりますが、そういうシステムに要

する経費等々必要なものを積み上げて、鋭意これを確保できるように努力を続けているところでございます。

○**築瀬進君** 大臣、やはりこの司法支援センター、私は大変、先ほどのリーガルセーフティネットを高めていくというための施策のやっぱり根幹にはこの制度が位置付けられることなのではないのかなと。それから、先ほど、法律扶助についての我が国の国庫がまだまだ極めて低いよと、こういうような御指摘もさせていただきました。あわせて、司法支援センターについての予算措置、とても私は十分だとは思えないんですけれども、大臣の御所見をいただければと思います。

○**国務大臣(南野知恵子君)** 財政の問題は我が国の大きな課題の一つとなっております。それをどのように使用させていただくかという形でございまして、この司法の問題につきましても、前回も大変苦慮させていただきました。いろいろと刑務所等のことにも力を尽くさせていただきました。今回はこの司法支援センターが、大きな目玉にしていかなければならないというような覚悟で、予算その他についても当たっていきたいというふうに思っております。

○**築瀬進君** 是非とも、本当にうつろな目玉じゃなくて実のある大きな目玉にしたいなと、こういうふうに思うんですけれども。

今御答弁の中で、全国の地裁所在地を中心にしてというふうなお話でしたが、これは、県によつて地裁の所在地が非常に大きな面積でなかなかアクセスがしづらいところがあるわけですよ。そういう意味で、各まず地方公共団体との連携というものが非常に重要になってくるんですけれども、この総合法律支援法を見ますと国中心の書き方になっておりまして、地方公共団体についての位置付けがもう一つ法律の中では明らかとなっていないわけでございます。

これについての地方公共団体に対する取組、これを今後どのようになさろうとしているのか、御

答弁いただければと思います。

○**政府参考人(倉吉敬君)** 御指摘のとおり、日本司法支援センター、全国に事務所を設けて、その地域の実情に応じた情報提供業務等を行うということが一番大事なことでございます。

現在、支援センターの設立に向けて、ただいま御指摘ありましたように、中央レベルでは日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、財団法人法律扶助協会等の関係団体と協議を重ねつつ準備作業を行っておりますが、もちろん地方レベルでも行っております。地域に密着した業務にふさわしい、そういった組織にしなければいけないということ、現在、地域の実情を支援センターの設立準備作業に的確に反映させるとともに、地方の関係機関等の支援を受けることが必要な作業、これを円滑に遂行するために、各地で司法を支えている方々に依頼いたしまして地方準備会という組織を設けております。この組織を中心に、さらに地方公共団体のいろいろな相談窓口とか、それからその地域で活躍しているNPOの方々と、いろんな方がおられますが、そういう方を集めて地方協議会というものも適宜開いております。これでさらに地域との連携、それから地方公共団体の連携を密接に深めていこうとしております。

○**築瀬進君** 同じくこのときの参議院の附帯決議の三号にはこのような記載がございます。民事法律扶助事業の資力要件等の見直しを含めた利用者負担の在り方及び対象者・対象事件の拡充について検討を行うように努めると。これ、我が参議院が付けた附帯決議の第三号でございます。これについての検討状況について御報告ください。

○**政府参考人(倉吉敬君)** その点につきまして法律扶助協会等からも御要望があるところでございまして、鋭意様々な角度から見ておりますが、この財政負担との関係がございまして。資力がある人に対してそれじゃできるかということになりますと、これも税金の負担ということになりますので、非常に様々な方面から、様々な角度から検討

してまいらなければなりません。鋭意、どういう形でより実質的にできるかというところで検討しているところでございます。

で、日本司法支援センターになりますと、今度、人的、物的な組織が、その法律扶助だけではございまして、国選弁護、様々なところを一元的に一つの組織でやることになります。そこで、その組織の運営費というものはかなり効率化されるはずだと。そういうことで、全体としては法律扶助についても実質的によりこれまで以上に充実したものができるのではないかと、今そのように考えて検討を進めているところでございます。

○**築瀬進君** 昨年も聞いたことでありますけれども、大臣、先ほどの法律扶助制度の比較で、我が国の国庫負担がイギリスやフランス、ドイツ等と比べると極めて少ないと。こういう数字を出さされていた。イギリス千八百億円で、日本三十億というの、これはかなりショッキングな数字ですよ。それから、ドイツ、フランスはそんなに多くはないんですけれども、ドイツが三百六十億、フランスが百八十二億と。こちらと比べると、やっぱりドイツのこれは十二分の一、フランスの六分の一と、こういうふうな感じでございまして、ちよつと、やっぱりこれはリーガルセーフティネットを張り巡らすための基本的な資金ベースとしては余りに国庫の負担が低過ぎるのではないのかなと思っております。

確かに、前回聞いたときも、いや、努力して少しずつ上がっていますと、こういうふうな御答弁がございましたけれども、これ、少しずつではちよつと済まない数字なんではないのかなと思うんですけれども、さらにこの法律扶助についての今後の予算措置等のお考えがあればお示しいただきたいと思っております。

○**国務大臣(南野知恵子君)** 先生の御意向も体しながら、一番大切な課題として今取り組んでいることと法務省も考えておりますので、いろいろな形で検討させていただきたいと思っております。そして、ちなみにですが、今日、これは八月四

日、第二回の委員長たちの準備会を開催する予定にもなっております。付け加えさせていただきます。

○**築瀬進君** それから、同じくこの附帯決議の四号で司法過疎の問題が取り上げられております。この日本司法支援センターが、弁護士、弁護士法人及び司法書士その他の隣接法律専門職者の司法過疎を解消するための対策を積極的に進めるために云々と、真に必要な地域における事務所の設置、過疎地への巡回、利用者の利便性を十分考慮した業務運営ができるよう配慮すること、こういうふうなこれ宿題があったわけでございますけれども。

この司法過疎、確かに私も弁護士開業しているのは県庁所在地でやっております、なかなか遠いところには弁護士さんも少ない、あるいは法律関係の司法書士さんとか、そのほかの人も少ない、そういうところたくさんあるだろうと思うんです。そういう司法過疎問題、これに対しては現在の取組状況はどうなっているのか、司法支援センターと関連をするところで御説明をいただければと思います。

○**政府参考人(倉吉敬君)** 司法過疎地域、裁判所の支部単位で考えて弁護士さんが一人もいない、あるいは一人しかいないというところでカウントしているところで、この司法過疎地域について充実した司法サービスをどれだけ行えるかというのが大きな課題でございます。日本司法支援センターが設立された一つの動機の一つにもなっております。もちろんこれが業務内容として司法過疎地域の事務所というのが掲げられているわけでございます。

先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、今、概算要求の準備をしているところでございまして、ある程度数、司法過疎と言えるところで、しかも事件数があつて、そして、例えば弁護士さんの多いところから距離的にどれくらい距離があるだろうかと、そういうことも勘案しながら、どういうところに置けるかということ

検討して、できるだけ積み上げてまいりたいと思つておられるところでございます。

○築瀬進君 いずれにしても、司法支援センター、非常に広範な分野があるわけでございまして、その位置付けとしては、先ほど来何度も言葉を使いますが、リーガルセーフティーネットの根幹に位置付けられる大変基本的なそういう組織なんだと。これがしっかりとするかしないかによって司法に対する国民のアクセスというものが全く変わってくるわけでございまして、そういう意味で、重要な位置付けを今後ともしっかりと持ちながらこの司法支援センターの充実に努めていただきたいと思います。

次に、このリーガルセーフティーネットの二番目の問題として、いわゆるこれも司法改革の積み残しテーマがあるわけでございます。すなわち行政訴訟の問題でございます。

行政訴訟については、これも従前、私、質問させていただいたことがありますが、御案内の改正行政訴訟法が、改正行政訴訟法が今年から施行になっているわけでございまして、その中では、原告適格とか義務付け訴訟とか差止め訴訟、確認訴訟、仮の救済等でそれなりの改正が行われたと、このように評価をしているところではございますけれども、例えば、やっぱり突っ込みが非常に足りないんではないのかなと、こういうふうにも思っております。

国民主権という憲法の大きな基本原則をある意味で実質化するためには、もう積極的な国民の行政へのアプローチ、これが必要でありまして、例えば、今も行政訴訟法の基本といふのは、むしろ行政が行ったことについては最初から適法性を推定をして、そしてそれに言うならば文句を言う方が立証責任を負った形で云々というふうな、そういう取組になると非常にこれは困るわけでございまして、その基本の部分をやはり直していかねばならないんではないのかなと、こういうふうにも思っております。

例えば、質問の第一番目、原告適格についてな

んですけれども、第二番目、団体訴訟と実は原告適格というのは裏腹の関係にもあるわけなんです

が、原告適格については、行政事件訴訟法、行政訴訟法の九条の二項に改正が行われているわけでございます。ところが、九条の一項、これについては、基本的にそれは維持されておまして、九条の一項に言う法律上の利益を有する者に限って原告適格を認めると。だから、行政処分が行われた、あるいは行政上の裁決の取消しを求める、そういう場合にはこの法律上の利益を有する者が、その者に限ってこれを提起することができると。こういう形で、基本的に行政に対して言うならば文句を言おうと、チェックをしようという人は法律上の利益を有する者でなければならぬと、こういう九条の一項が一番出発点に置いてあります。

これについて学者の間でも様々な御議論があるんでしようけれども、その御議論を受けて第二項の方で、法律上の利益を有するというふうなことを様々にもう広く考えなさいと、そういう趣旨で二項の改正が行われたと私は理解をするんですけども、この改正も全く無意味だとは申し上げませんけれども、願わくばその法律上の利益という、そういう概念というふうなものを前提にして行政訴訟を考えていく。だから、法律上の利益という確たるものがある人に限って行政訴訟を起すことができて、それ以外の人はできないよと、こういうふうな建前を九条一項に取っている。

この部分はやっぱり根本的に改めていかないと、行政に対する市民の側のチェックは広まっていかなんではないのかなと、こういうふうにも思っておりますけれども、今の考え方に對して、ちよつと専門的でございますので大臣じゃないけれども結構でございますけれども、第二項の運用状況等も含めて御説明をいただければと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) 今御指摘ありました点は、実はこの行政訴訟法の見直しをする際に最も根本的な問題の一つとして取り上げられたところでありまして、司法制度改革の枠内でこの議論

をした際も、委員御自身でも御指摘になられましたように、論じられる学者の先生方の間にも、まあニュアンスの差ということもありますけれども、より根本的には考え方の差ということで随分御議論もあつたところでございます。

それで、まずその運用状況から申しますと、先ほどおっしゃられましたように、四月一日からの新しい行政事件訴訟法の改正法が施行されておりますので、まだ具体的に原告適格がどう広がったか、これが事件数あるいは国民の救済にどう具体的に反映したかということを検証するまでには至っておりません。

私どもとしては、その運用状況を慎重に見定めていきたいというふうに考えておりますが、その文言にとらわれず、行政実体法の趣旨というものをよく考えてこの原告適格の具体的な法律上の利益というものを考えていきなさいということは、これまでも最高裁の判決の流れとしては、方向性としては一つ出ていたところでありまして、方向性も、それを言わば到達点を更に一歩進めた形で条文化したものでございまして、今の行政訴訟法の法律上の利益という枠の中では相当に踏み込んだ改正だというふうな評価をおおむねいただいているところでございます。なお効果を見定めてまいりたいと思ひます。

それ以後のお話になりますが、そもそも論になるわけでございまして、この法律上の利益というものを基準にして行政事件訴訟法の中の訴えの当事者適格の問題を考えていくかどうかということとでございます。もちろん、こういう枠を一切外したということがおおよそ考えられないわけではあります。しかしながら、これは相当に司法の根幹にかかわる話になつてまいります。

現在の司法というのは、やはり法律上の争訟で具体的な事件について裁くということになります。それを具体的な権利救済というように普通は解しているわけであります。そういったと、国民の間に、ある行政の例えば許認可があつた際に、だれでもこれに対して行政のチェックという

形でその違法性を争えるかということになりますと、これはまあ申し上げるまでもなく、まあ民衆訴訟という言い方が可能かどうか分かりませんが、完全な国民による行政のチェックという形で司法を利用することになるわけでござい

ます。その方御自身の権利救済というのは非常に国民の一人の立場ということでございまして、具体的な利益としては、ゼロではないのかもしれないけれども、非常に希薄だということになるわけでありまして、そこまですべて司法の機能を高めて、逆に行政の方はそういうチェックの仕方を受けるというのがいかどうかというのは、これは機能論としては大変大きな憲法上の問題にまで踏み込んだ問題だろつと思ひますので、そこはまた一つ段階を異にする議論というのが必要なのかなというふうにも考えているわけでございます。

○築瀬進君 今、はしなくも答弁の中にありました民衆訴訟、これは学者によつては国民訴訟等の言われ方をすることあるんですけども、質問要旨の四番目に決算手続等についての市民の側のチェックという、こういう質問がございまして、そこをまたやらせていただきたいと思いますので、お聞きいたします。

その前に、原告適格のほか、それと、ある意味では原告適格を非常に広範に認められれば吸収できるんだけれどもというようなところで、いわゆる団体訴訟の話が出てくるわけでございまして、このことについてちよつと御質問をさせていただければと思ひます。

最近の世相を見ますと、消費者に直接様々な健康被害やいろいろな関係を持つような消費者問題というのが非常に増えている。あるいは、環境問題も非常に様々なものが出ています。例えば、今回のあのリフォーム詐欺なんかそういう部類に入るかもしれません。リフォーム詐欺なんかの場合はもうちよつと、当事者の数がそんなに多いという感じではないので、団体訴訟という類型からはちよつと外れるのかなという感じもいた

しますけれども。

いずれにしても、消費者団体とか環境保護団体、そういう団体が、個人個人の利益も多少は絡んでいるけれども、そういう当事者が非常に多いというところで、一つ一つの訴額からいってみれば極めて小さいかもしれないが、あるいは算定が難しいかもしれないけれども、全体的にトータルをすると非常に問題だとか、そういう様々な多数当事者の団体が絡んだそういう事件が増えているわけでございます。

こういう意味で、このときの行政訴訟法のやっぱり積み残しの課題の一つとして、団体訴訟を正面から認める部分があったと若干残念な感じを持つておりますけれども、個別法規の中でこういう団体訴訟の導入の方向性を求めている、そういう動きもあると聞いておまして、そういう個別法的なところで団体訴訟を認めていくというようなこともあつていいのかなと思つておりますけれども、その辺についての現在の全体的な動きどうなつておるのか、ちよつと御説明いただければと思います。

○政府参考人(寺田逸郎君) おつしやるのとおり、

かなり広範囲にわたつてある種の法律問題が生じた場合の解決方法というのは幾つかあるわけでありまして、それ、訴訟手続上どういう形でそれが裁判所に持つてこられるのが合理的であるかということについては様々な考えがございます。

一つは、ある種の方がこれを代表しておやりになる、あるいは全体の方がグループとしておやりになる、中にはアメリカのようにクラスアクションという形でこういう問題を解決しているところもあるわけでございます。

それで、その一つとしてヨーロッパの国の一部には団体訴訟という考え方がありまして、ある種の利益を代表する団体がそういう共通の問題を抱えている方を代表してこれを裁判所に持ち込む。その場合の原告がだれになるかということは、これは様々な考え方がございますけれども、一応団体がその場合には当事者になるということで法律

構成されていることが多いように思います。

ただ、その場合にはいろいろな問題がございます。一体どういう団体がそういう言わば原告として裁判所に自ら訴訟を起こす資格を設けるかを、一体だれがどう決めるかという問題がまず非常に大きな問題としてございます。それから、その団体が起こせる訴訟の範囲というものも決めなきゃなりませんし、判決が起きた場合のその判決の効力というのを一体どういう形で、どういう方の範囲でそれが及ぶかということを、これはまた訴訟手続上も非常に大きな問題であります。

そういうことについて一連の検討をしながら進まないわけでございますけれども、それはおよそ一般に法律問題についてそういうことが可能かどうかという検討をすることにいたしますと、これは相当広範囲、根本的な問題になりますので、我が国といたしましては、現在内閣府の方で、消費者行政ということを中心にいたしまして、ある種の消費者の抱える共通の問題について団体に訴訟の当事者となる資格を認めるという制度を御検討されておられて、その検討も最終段階にあるというように伺つております。

私も、これは訴訟手続上非常に重要な問題でございますので、この検討にも参加をいたしております。こういう検討の中にあつては、消費者団体のある種の資格を認められる団体が、ある種の消費者のお抱えになる問題について裁判所に差止めを求めるといふようなことが今検討をされているところだと承知しているところでございます。

このように、比較的こういう団体にそういう立場、権限を与えることが全体として効果的だということが共通の理解が得られやすい分野もあるわけでございます。そういうことを一つ一つ検討して、ある種の力テグリーについてこういう仕組みというのを設けていくというのが我が国の現状からすると非常に効果的、効率的ではないかと私も考えているわけでございます。消費者に限らず、そのような分野の認識というのが共通の

ものとして高まつていく場合には、私も今後ともそのような動きに十分に御協力を申し上げて、裁判について、全体的に効果的な救済が図れるような仕組みというものについて考えていきたいという、このように考えているところでございます。

○築瀬進君 三番目に、私は、やはり庶民にとつては税金の問題というのは極めて密接なんです。税金について、どうもおかしいなと、自分に對する課税処分がどうも納得できないというふうな場合には、言うならば、現在はまず国税不服審判という制度があるわけでございます。若干質問の趣旨とはずれて恐縮なんですけれども、御答弁いただければと思うんですが。

どうも実態見ますと、現在ある国税不服審判所というふうなもの、これは、第三者機関という文句はありながら、どうも審判官の大半を見ますと、国税庁の関係者がそこに来ている。言うならば、国税庁が課税処分をし、不服申立てをしたらまた国税庁の関係者がそこにいたと、こういうふうな仕組みになつておまして、その中で審判手続が行われるということになりますと、どうもやはり本当の意味での国民の納得というのはただけないんではないのかなと。

私は、そういう意味では、処分庁から独立した統一的な行政不服審判所等を設置する必要がある点ではあるんじゃないかなと思つておりますけれども、これもリーガルセーフティーネットを高めるための一つの施策としてお考えになつたらどうかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○政府参考人(寺田逸郎君) 納税についての不服というものは、各国においても行政に対する不服のうち主な部分を占めているところでございまして、ヨーロッパでは非常に行政訴訟の数が多いということが言われていますけれども、その多くが実はこの納税関係の訴訟であるというように言われているところでございます。我が国は、それは比較的訴訟という形で出てくることは少ないわけ

でございますけれども、その理由の一つが、我が国においては不服審判その他でスクリーニングがされているということが一つ言われているわけでございます。

ただ、他方、そのスクリーニングというのが果たして適正公正に行われているかということからは前からのいろいろ御議論があるところでございまして、司法制度改革の中でも、こういう行政不服審判あるいは不服申立てについての制度というのが果たしてうまく機能しているかどうかという問題意識をお示しになつた方もおいでになつたわけでございます。

元々、行政改革の中でも、この行政不服審判の在り方についてはもう少しトータルに国として共通の基盤を持つてはどうかという問題意識が投げ掛けられておまして、それが司法制度改革においても引き継がれたわけでございますけれども、しかし、司法制度改革においては、この行政訴訟の問題についての検討というのが中心になつたために、その問題は比較的、検討というのが余り深まらなかつたということが残念ながらあつたわけでございます。

それで、今後そういう行政不服審判についても、したがひまして大きな課題の一つだということとは認識はいたしております。ただ、これを全体的にどういう形での組織をもつて行ふか、あるいはその組織の中の構成をどうするかということ、これはなかなか一様には考えにくい面もございまして、それぞれに専門性はあるわけでございます。中には十分に機能しているものも決して少なくはないわけでございます。そういう中で、果たして全体に共通のものををつくるのが、組織として考えるのか、あるいはもう少しスタンダードみたいな別のようなものとして考えるのか、様々なお考えがあるかと思ひます。

政府全体としては、この検討というのは相当今後慎重にやつていかなきゃならないものでございまして、現在のところは具体的な動きを持つては至つておりませんが、今申し上げたよう

な経緯からいたしますと、一つの問題という認識は持っているところでございます。

○築瀬進君 もう一つ、この司法に対してのチェックで会計検査という機能があるわけでございます。やはり国民の素朴な感情からいってみると、どうも行政は無駄遣いしているのではないのかと。しかも、会計検査院という存在はあるけれども、例えば現行の会計検査院法の三十五条ということで、審査請求の規定があるんですけども、ここでは利害関係人という縛りがありまして、一般的におかしいなと思ったその疑問を直接的にぶつける制度というのはこの会計検査院関係からではなかなか出てこない、こういうのがあるわけです。私は、そういう意味で、地方公共団体では住民監査請求と住民訴訟があると、こういうこともあるんで、これは国レベルでも国民監査請求と国民訴訟というようなものがあってもいいんじゃないのかなと、こういうふうに思うんです。

ただそれは、簡単にそれは、何でもかんでも裁判所に持ち込むのはいかなるものかと、先ほど寺田さんの御答弁の中でもそういう趣旨はありました。そのことを理解しないわけではありません。でありますから、裁判に行くその手前に様々な、例えばオンブズマンの制度をつくるとか、あるいはオンブズマンの制度と行政監察局みたいなものをつくった上で、事前にこなしていただいた上で、最終的に国民監査やら国民訴訟と、こういう制度設計をするということで、国民の、例えば今度の談合問題でも、談合があったかないかで、いわゆる予定価格が九八％から、問題がチェックされた後だと七割、八割に落ちるというふうな、そういう状況がもう常態化するというふうな形になつていくわけでございまして、そういう意味では、国民の素朴な疑問にしっかりと答えていく、最終的にはそれについて司法が支えていく、こういうふうな趣旨で国民訴訟的な制度というふうなものをお私共は構想をしていく時期に来ているんじゃないのかなと、こういうふうに思います。

そういう意味で、ちよつとかかなり大胆な提案かもしれませんがけれども、御答弁をいただければなと思ひますけれども、もしよければ、大きな話なので、大臣、お答えいただければと思ひますが、○国務大臣(南野知恵子君) ありがとうございます。

先生がおっしゃっておられる国とお金という問題点の中にこれも入ってくるのかなと思つておりますが、国の支出に対する司法のチェックの在り方という大きな課題を今先生提起されたのかなと思つております。昨年の行政事件訴訟法の改正に至ります議論の中におきましても重要な論点の一つとして取り上げられていたと、これはもうそのとおりでございます。

そのための方策といたしましては、具体的に、国の支出の適法性を国民の訴えに基づいて裁判所が審査するという新たな訴訟制度を設けることも議論の対象になりましたということのお話もございました。そのような制度の創設につきましましては、司法権の本質と裁判所の役割、また財政に関する国会の権限との関係ということにおきまして、会計検査院の憲法上の位置付け、またその他の憲法上の問題点を生ずるという可能性もありますことから、御指摘のような司法による国の支出のチェックということにつきましては慎重に検討させていただきたいというふうに思つております。

○築瀬進君 最後が慎重になつてきたんで非常に残念なんですけれども、是非前向きに考えていただければなと思ひます。

その次に、様々なこの行政訴訟法の改正の積み残しの課題がいろいろと指摘をされております。私の手元に「自由と正義」の二〇〇四年十二月号というふうなものがありまして、これは我々、今後の行政訴訟の新しい取組をする、新しい宿題がずつと書いてあるなと思つて、これに沿いながらの質問もしているわけなんですけれども、その中に、弁護士費用の片面的敗訴者負担制度の導入と。昨年のいわゆる敗訴者の訴訟費用負担、これ

は最終的には廃案という形になつたんで、あれとは全く趣旨が違つておりますので誤解のないようにしていただければと思ひますけれども、いわゆる弱者が勝つた場合に弁護士報酬を相手方から回収できるという片面的、片面ですね、片面的敗訴者負担という、こういう法律がアメリカ、自由競争の権化、市場経済のメッカと、こういうふうな言われているアメリカでは相当、実にこういう司法的弱者を救済しようというかなり細かな制度をつくつていてということをやつぱり我々は認識をしておいた方がいいんじゃないのかなと思つております。

これは専門家の、テンプル大学ジャパンというところのマシュー・ウィルソンという準教授の方が、これは弁護士会が行つたシンポジウムの中で指摘をいたしておりますけれども、このような司法弱者が勝つた場合にのみということになるわけですが、その場合に弁護士報酬を相手方から回収できると。逆に、司法強者というふうなことでいうと、司法強者が勝つた場合には司法弱者にその負担を求めるとはならないと、こういうふうないわゆる片面的敗訴者負担、これが連邦で、アメリカの連邦法で約二百個ある、それからアメリカ五十州の議会でもこのような片面的敗訴者負担の法律を約四千個実際に作つていて、こういうふうな指摘がございまして、なるほどなと思ひました。

このマシュー教授、マシュー準教授を紹介しているフロリダ州の法律がございまして。例えば、この彼が紹介しているのは九つのパターンがありまして、けれども、例えばこういうのがあります。陪審サービスに関する法律。陪審となつたことにより解雇された被用者は雇用者に対する訴訟の弁護士報酬を回収できると、こういう明文の規定をフロリダ州は置いております。また、独占企業・独占禁止法で、フロリダ州独占禁止法違反による損害と救済措置を求める訴訟における勝訴原告は、合理的弁護士報酬、これを、合理的弁護士報酬を三倍にした損害額を請求できると、そこまでの規定

も置いてありますし、例えば差別禁止に関する法律で、差別禁止にかかわる州法に違反して差別された個人は合理的な弁護士報酬を回収することができる等の規定もフロリダ州では置いてあります。

保険契約とか、それから不動産売買とか、フランチャイズ、あるいは自動車のフランチャイズ、消費者の債務取立て、不公正な取引慣行に関する法律等々、言うならば、かなり法的にあるいは経済的に優位に立っている人、それから劣位に立っている人、優位に立っている企業、劣位に立っている人、こういう関係に置かれた場合にはこの訴訟費用の片面的敗訴者負担というのを劣位の者にのみ適用すると、こういう細かな規定をこのフロリダ州に置いていて、こういう報告があるんです。

私は、これは大いに参考になるのではないかなと、こういうふうに思つておりました。正にそういう意味では、リーガルセーフティーネットをしっかりと張つていく、そのためのもう一つの柱としてこの片面的敗訴者負担についての検討を始めていただきたい、このように思ひますけれども、大臣の御所見をちよつといただければと思ひます。

○国務大臣(南野知恵子君) 我が国にとつては大変難しい問題で、これから検討しなければならぬことではないかなと思つておりますけれども、今先生が御説明いただいたその州での在り方という点については、本当にアクセスさせていたただける国民にとつては幸甚な法律ではあるかなというふうに思つております。

まず、我が国は、最初に、司法支援センターをしっかりと立ち上げて、そこから開かれた司法というところに持つていくことによつて国民の考えがもつと昇華されてくるならば、いい形でこれを取り入れる日も来るのではないかなと、そのように思つておりますが、今はしっかりと検討させていただく段階かなと思つております。

○築瀬進君 しっかりと検討してください。後で

何かの機会に報告は求めたいと思っておりますので、しっかりと御検討いただきたいと思っております。

時間も本当に残されたところわずかになってまいりまして、裁判員に関する現在の取組の状況について随分質問通告したんですけれども、これほどとどきでなくなってしまうので、別の機会に譲らせていただきたいと思います。

それで、一つだけ、やはりこのリーガルセーフティーネットの関係で、これも前向きな議論ということで御答弁いただければと思うんですけれども。現在検討中、七月二十一日付けの委員会でも質問がございました、言うならば、三菱会絡みのいわゆる犯罪利益を被害者に返して、それを国も積極的に関与をしていこうと、こういうふうな検討をするようにと、そういう法制審に対する諮問をなさったと、こういうふうな質問が七月二十一日付けの委員会と同僚議員からなされておりました。

時間も限られておりますので、私は、これは非常に国として新しい、少額ではあるけれども、被害者多数の場合に、場合によっては国が関与する形でいわゆる被害回復に手をかしていく、そういう意味の大きな新しい公共関与の中でリーガルセーフティーネットを高めていく、そういう制度につなげていく可能性を持っているのではないのかなと思っております。

でありますから、現時点での検討というのは、これは犯罪収益で没収、追徴というふうな、そういう規定の中で検察官がそれに絡んでいくと、こういうふうな制度スキームのようでございますけれども、それを先ほど指摘をしたようにもって敷衍をいたしまして、民事事件、刑事事件、これに全体的に適用できるような、民事でもかつては、例えば豊田商法等の被害者がたくさんあって、個々の弁護士さんのある意味で大変ボランティアの中で被害救済が行われていくという、そういうことがありました。当然それは限度があります。不十分になってまいります。

そういう段階で、いわゆる国あるいは公共がそれに絡んでいくと、公共セクターがそれに絡んでいくと、こういうスキームは、私は、今回の刑事の検討を出発点にして、広く民事その他の事件にも適用可能なそういう新たなスキームとして、それを目指して制度をつくっていったらいいのではないのかなと、こういうふうな思っております。

そういう意味での積極的な提言と、それに対する考え方といえますが、取組の姿勢をそれぞれ、刑事局長と、それと締めとして大臣のお言葉としていただいて、質問を終わりにしたいと思います。

○政府参考人(大林宏君) 今御指摘の諮問の点につきましましては、今御指摘のとおり犯罪収益を、損害賠償がなかなかしにくいような状況にある被害者の方々については、没収、追徴の手段を取った上で、それを検察官が分配して、そしてまたその中では弁護士さんのお手伝いもいただき、それができるだけ被害者に還元したいと、こういう趣旨でございます。

今まではある面ではなかったスキームでございますし、また、今まで、従来議論されてきたものは、起訴された事件について被害者に分配するところ、今回の問題は、起訴されていない問題についても、一連の被害者についてできるだけ広く救済していこうという発想がございまして、そういう面では、御指摘のとおり被害者に対して広く、何といいますが、救済手段を広げていこう、また強化していこうというスキームだと思います。

今議論が始まったばかりでございますけれども、できるだけその調査審議を得て御答申をいただいて、できるだけ速やかに法案を提出できるように努力したいと、このように考えております。

○国務大臣(南野知恵子君) 今、築瀬先生がおっしゃられたその問題点については、本当に優しい心で司法をごらんになっていらっしゃるというふうな思っておりますけれども、大変制度を導入するということについては難しいということになる

のかなと思っております。慎重な検討が必要であるというふうにも考えておりますので、民事訴訟制度につきましましては、被害者の方々の損害を回復するように、そのために、利用する場合を含めまして、今後とも使い勝手のいい制度となるように必要の見直しを検討してまいりたいと思っております。

○築瀬進君 終わります。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

まず、更生保護の問題でお聞きをいたします。再犯を防ぎ、社会復帰を果たすという点で更生保護が非常に大事だということを私、何度も取り上げてまいりました。今、そして一方で、その実効性に対する注目ということも社会的に非常に広がっております。

三月の質疑の際には、今この更生保護というのが、保護司の皆さんにボランティアの責務を超えるようなことまでお願いをしていることになっていくんじゃないかということも申し上げまして、制度の在り方にも踏み込んだ検討が必要なんではないかということも申し上げてまいりました。

そうしますと、先日、更生保護のあり方を考える有識者会議というのが設置されたわけでありまして、その趣旨についてまず大臣にお聞きをします。

○国務大臣(南野知恵子君) その趣旨につきましては、治安の回復が、これが大きな社会問題となっておりまして、今日でございますが、保護観察対象者により重大再犯事件が相次いだことを契機といたしまして、保護観察の実効性に国民の厳しい目が向けられているのが現実であろうかと思っております。

このような状況に対しまして、国民の期待にこたえる更生保護というものを実現するためには、幅広い観点から更生保護制度全般について検証する必要があると思っております。そこで、様々な分野の有識者から構成されます会議を立ち上げまして、更生保護の在り方について議論していただくことにしたものでございます。

○井上哲士君 座長には野沢前大臣が座られる大変厚な会議だという感じがするんですが、今後どういうスケジュールで検討がされて、何らかの提言などが考えられているんだと思うんですが、その点、局長からお願いをいたします。

○政府参考人(麻生光洋君) 第一回目の会議は七月二十日に開催されました。今後、毎月一回程度開催し、来年五月には最終的な提言をいただく予定にしております。

なお、速やかな対応を求められている部分もございますので、本年中に一回、中間的な報告をいただくことをお願いしております。

それから、第二回目の会議は今日の二十三日に予定しておりますけれども、保護司を始めとした更生保護関係者等からのヒアリングや意見交換が行われる予定でございます。

今後、保護観察所等の関係施設の視察等も行っていたら議論をしていただきたいと思います。

○井上哲士君 何らかの結論をまとめられるのはいつごろで、どのような形をお考えなんですか。

○政府参考人(麻生光洋君) 先ほど申しましたように、来年の五月までに最終的な提言をいただくことをお願いしております。

○井上哲士君 第一回目の会議の議事概要もいただきましたけれども、例えば、刑事司法の一環である以上は国の仕事であるが、それにしても保護観察官の数が少な過ぎる、国は安全を安く買い過ぎているかなど、の発言も出されたようでありまして、一方で、もうこの保護司の制度というのは限界なので全部国だけでやったらどうかというようなことも、この会議ではないけれども、言われることがございます。

私は、この制度は非常に日本の独特の大変すばらしい制度だと思っております。かつて野沢大臣は宝と言われましたし、南野大臣は金の卵ならぬ金の鶏だということを言われたこともございました。

やはり、これまでの保護司の皆さんの活動を評価をしつつ、これからも力も發揮してもらいながら、一方でやっぱり国が果たすべき責任をしつかりしていくと、こういう方向性で議論をしていくと、こういうことで考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) 概略は先生のおっしゃるとおりでございますが、我が国の保護観察と、又は保護観察官と民間のボランティア、これ地域の実情に精通しております保護司の方が、それぞれの特性を生かして処遇に当たっておられることが我が国の最大の特徴であろうというふう

に思っております。
無報酬の保護司が地域社会で犯罪者の改善更生を支えるという本制度は、十分に機能し成果を上げており、民間によります刑事司法への参加という意味でも極めて大きな意義を持っているものとして理解いたしております。こうした保護司の方々の御苦労に対し、本当に頭の下がる思いでもう一杯であるところでございます。

有識者会議の委員の皆様方にはこのような現状を御説明申し上げて、昨今の社会情勢の変化や現在の治安情勢等を踏まえながら、官民共同体制の在り方を含む更生保護制度全般について十分に御議論いただけるものと思っておりますが、日本のすべきな制度はちゃんと継続していくように図りたいと思っております。

○井上哲士君 実は、平成十二年の十一月の二十八日に、当時、矯正保護審議会の提言が出ておりまして、二十一世紀における更生保護の在り方というものが出されております。私も何回か委員会でこれを取り上げたわけですが、この中でも、例えば更生保護官署における人材確保と育成であるとか保護司制度の充実強化、そして更生保護基本法の制定の検討などいろいろなことが提言をされておりますが、残念ながらなかなか実現のできていないものが多いわけですね。ですから、五年前の話なんです、提言自体は、やはり絵にかいたもちになつてはならないと思うんです。そういう点で、この前回の答申が必ずしも全面

実行されていない、その問題、どこにネックがあったと大臣はお考えでしょうか。

○国務大臣(南野知恵子君) ネットを探するのは大変難しいこと、いろいろな問題が関連していると思いますので、それを一本だけに絞ることは難しいと思っておりますけれども、矯正保護審議会からの御提言、これは非常に多岐にわたる内容のものであります。

その実現のため鋭意努力を重ねてまいりましたけれども、例えばどういうことかと申しますと、更生保護事業法等を一部改正して、更生保護施設を処遇施設として明確化するということの実現は、これは図らせていただきました。また、必要な保護観察官の確保など人的体制の充実にも努めてまいりましたが、これはまあ現在の状況にとつてみれば、これはまだまだ問題点があるのかなというふうにも思っており、課題が残されていると思っております。

しかし、中長期的な検討を要する課題もありますし、なお、実現されていないものもあるということの先生の御指摘でございますが、今後は有識者会議におきまして議論を、これを見守りながら、引き続き矯正保護審議会の提言の実現にも鋭意努力し、検討してまいりたいと思っております。

○井上哲士君 必要な制度的改善をするともに、やはりこの分野は予算であり体制というものが非常に大事だと思えます。で、やっぱりそれをしっかりと獲得していくことになりまして、法務省全体の中での位置付けもそうです。政府の中でこの重要性を全体のものにしていく必要があると思うんですね。

今、法務省を見ますと、刑事局長も矯正局長も元保護局長出身ということになっているわけでありまして、省全体としては保護の重要性というのは大変理解をされていることなんだと思うんです。その点で、しっかりとやっぱりその部分を獲得をしていく。特に、来年提言が出て、それから場合によっては法制化という、それ待ちではなくて、現に今年から例えば新しい心神喪失者の制度

なども始まっているわけでありまして、その重要性が広がっていることから考えれば、今年の概算要求からしっかりとこの予算と体制、とりわけ保護観察官の確保ということについてはしっかりと取り組んでいただく必要があると思うんですが、その点での決意をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(南野知恵子君) 本当はこの分野については、このたびはしっかりと予算を取っていきたい、マンパワーのこともございまして、いろいろ課題がありますので、しっかりと頑張っていきたいというふうにも思っております。

また、有識者会議におきましては、保護観察制度の問題点と改善策、それから官民共同体制の在り方を始め、様々な事項について御議論をいただき、先ほど事務当局からも御説明させていただきましたとおり、年内に中間報告をいただき、そして来年の五月までに最終的な御提言をいただけるようお願いいたしております。

しかし、保護観察対象者の再犯防止対策を強化するなど、更生保護において緊急に取り組むことが、これが求められております課題でもございまして。そのために、保護観察の体制の整備を充実することが必要でございますので、そういう意味でも、有識者会議の提言を待つことなく、できるところから、できるものがあればやっていきたい、先生の御提言のような形で我々も取り組んでいきたいというふうにも思っております。

いずれにいたしましても、安全で安心な社会を実現する上で更生保護制度が果たす役割は本当に重要でございますので、その充実強化に向けて真剣に取り組んでいきたいと思っております。

○井上哲士君 もう一点、今度は被害者保護という観点から何点かお尋ねをいたします。

犯罪被害者の皆さんや関係者から、刑事資料を閲覧したいという要求が非常に強いわけですね。損害賠償請求の場合もありまして、一体どういう事件だったのかという真相を知りたいという要望もあります。で、犯罪被害者保護法などによりまして、起訴

された場合、公判記録については、限定的でありませけれども被害者が閲覧できるようにすることになりました。ただ、一方で、公判に出てこなかった資料、それから起訴されてない事件の記録については、その閲覧は法的に保障されているとは言えない現状だと思えます。

交通事故被害者の方にお話を聞く機会がありましてけれども、真実を明らかにしたいということでも民事訴訟を提起しようと思っても、当時の状況が分からない、加害者や関係者が当時どういう証言していたかも分からない、それから目撃者探しも非常に困難だと、いろんな苦労があるわけで、実況見分調書とか供述調書、目撃者情報など、この開示を積極的に行うべきだと思うんですけれども、この点、刑事局長いかがでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 不起訴事件記録につきましては、関係者のプライバシーを保護し、又は捜査、公判に対する不当な影響を防止するため、刑事訴訟法第四十七条により原則として公開を禁じられていますが、同条ただし書により、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合はこの限りではないとされているところでございます。

他方、犯罪被害者の保護の必要性にかんがみ、平成十二年の法務省刑事局長通知により、当該証拠が代替性に乏しく、その証拠なくしては立証が困難であるという事情が認められる実況見分調書等の客観的証拠については、被害者等から開示の求めがある場合であつて、損害賠償請求権等の権利を行使するため必要があるときは、相当と認められる範囲で開示することとしたしました。

また、供述調書につきましては、平成十六年の刑事局長通知により、民事裁判所から文書送付嘱託がなされておき、かつ、その内容が重要な争点に関するもので、当該民事訴訟において必要不可欠なものであるなど、一定の要件が認められる場合に開示することとしたしました。いずれにいたしましても、不起訴事件記録の開示の問題につきましては、捜査、公判への支障や

関係者のプライバシー等への侵害のおそれ等に対する配慮も不可欠なところをごいまして、その上で被害者保護の観点からどのような対応が可能か更に検討してまいりたいと、このように考えております。

○井上哲士君 二つの通達、とりわけ平成十六年の通達などは前進だと思っております。ただ、運用上も内容上もまだまだ十分とは言えないと思うんですね。

で、交通事故調書の開示を求める会という被害者の関係の団体がありますけれども、アンケートを取られておまして、中間結果が出ております。これ見ますと、現在でもやはり供述調書類の開示はほとんどなされていないし、しかも不開示の理由が説明があったのは八%にすぎないということになっております。

また、現場の検察官や警察官が被害者に対する配慮からいろいろな情報を提供することはできるわけですが、非常に対応がばらばらだと。例えば、目撃者の有無や目撃者供述内容、その提供があったのは、警察からは二四%、検察からは一五%というのがこのアンケートの結果であります。

事故ごとに対応が変わるというのは、それはあると思うんですが、どうも現場の担当者、まあ良い担当者に当たれば一定の対応があるけれども、そうでなければなかなか難しいという、こういうばらばらな状況があるということを関係者からお聞きをするわけですが、こういう実態をどのように認識をされているのか、これ警察庁の方にお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(矢代隆義君) お答えいたします。

交通事故の関係書類も、刑事訴訟法第四十七条の規定からこれは外部に示すことは控えておるわけですが、個別の、具体的なケースに応じて、この四十七条の趣旨を踏まえまして、被害者の心情への配慮あるいは被害回復の必要性等の事情を考慮しつつ、事故の概要や捜査状況についての説明については努めておるわけでございます。

ただ、この説明でございますが、この説明時の捜査の進展状況がどの程度の段階かということによつて説明がどの程度可能かが異なっておりますし、また現場の状況、目撃状況等から原因が明白な事故についてはある程度説明できるわけですが、そうでない事故については説明が困難な場合もあり得るということでございます。

いずれにいたしましても、警察といたしましては、被害者の心情に配慮した適切な対応に努めてまいりよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○井上哲士君 先ほど紹介したアンケートでは、遺族、被害者の二次被害についても出ておりまして、事故の情報を知らされないことからくるストレス、それから、そのために家族間の葛藤なども相当あるということが出ていたわけでありまして、これはしっかりと徹底をしていただきたいと思います。

もう一つ、その通達の内容の問題にかかわつて、法務省、お聞きしますけれども、通達では、供述調書について、原則として民事裁判所からの文書送付嘱託による場合に限定すべきというふうにしております。ただ、民事訴訟ができるかどうかという判断をしたい場合、それからその訴訟準備の必要性、それからとにかく事件の真実を知りたいんだと、こういう場合もありまして、提訴前にこの不起訴記録を閲覧したいという要求も非常に強いわけです。

法務省も去年の通達で十分だという立場ではないんだと思うんですが、こういう提訴前の不起訴記録の閲覧の要求に対してどのような検討がなされているんでしょうか。

○政府参考人(大林宏君) 先ほど御説明しましたように、実況見分調書等の客観的証拠につきましては民事訴訟の提起前であっても弾力的に開示する運用を行っているところであり、これらの証拠を見ることで民事訴訟を提起するか否かの検討をしていただけるものと考えております。

今御指摘の供述調書につきましては、客観的証

拠と比べ一般的に代替性に乏しいとは認め難く、また関係者の名誉、プライバシーを侵害するおそれ等が否定できないなど、広く開示するというところは適当ではないと考えられますので、民事裁判所から文書送付嘱託がある場合に限定しておるところでございます。

ただ、私どもとしても、被害者保護という点で、御指摘のあるように、事件の実態を知りたいということについて私どももいろいろな申入れを受けております。なかなか、例えば先ほど申し上げた刑事局長通知みたいな一律的な形ではそこは触れられない部分もございますけれども、私どもも会同あるいは研修等において、不起訴理由についてなるべくその理解を得るように被害者の方々に説明するように申し上げているところでございまして、そういう被害者との接触を通じて、できるだけその事件の実態について御援助できるところはしたいというふう考えております。

この問題は、先ほど申し上げたように、捜査、公判あるいは関係者のプライバシー等の問題があつて非常に難しい点はございますけれども、更に検討を進めてまいりたいと、このように思っております。

○井上哲士君 終わります。

○委員長(渡辺孝男君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(渡辺孝男君) 出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院法務委員長代理平沢勝栄君から趣旨説明を聴取いたします。平沢勝栄君。

○衆議院議員(平沢勝栄君) ただいま議題となりました法律案につきまして、趣旨及び内容を御説明申し上げます。

我が国では、二〇一〇年までに訪日外国人旅行者数を一千万人にするという目標を掲げ、観光立国行動計画を推進するとともに、ビジット・ジャパン・キャンペーンなどの施策を官民一体となつ

て実施しているところであります。

また、訪日旅行者数で上位を占める台湾からの来訪促進が重要であることにかんがみ、本年三月二十五日から愛知県において開催されている二千年日本国際博覧会、いわゆる愛・地球博に併せて、現行の出入国管理及び難民認定法では措置することのできない台湾居住者に対する査証免除措置等を内容とする二千年日本国際博覧会への外国人観光客の来訪の促進に関する法律が制定され、愛・地球博の終了日である本年九月二十五日限り、効力を失うこととなっております。

本法律案は、これまで台湾居住者について査証免除措置を継続することに問題が生じていないこと、また、国際交流の進展に伴い、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする外国人の上陸手続の円滑化が重要であることにかんがみ、上陸の申請に係る特例措置を定める必要があることから、愛・地球博終了以降も、現行入管法では措置することのできない地域について査証免除措置を継続して実施することを可能とするものであります。

以上が本法律案の趣旨及び内容であります。何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(渡辺孝男君) これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(渡辺孝男君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺孝男君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十六分散会

七月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍選択制度の廃止に関する請願（第二四二六号）

一、成人の重国籍容認に関する請願（第二四二七号）

第二四二六号 平成十七年七月八日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 イタリア共和国トリノ市ソンマカ

ンバーニャ通り六 福田カスティ

ニョーニ結夏 外十六名

紹介議員 内藤 正光君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二四二七号 平成十七年七月八日受理

成人の重国籍容認に関する請願

請願者 千葉県木更津市大和二ノ一六ノ一

五 天童朗 外九名

紹介議員 内藤 正光君

この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

七月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願（第二四五〇号）

一、国籍選択制度の廃止に関する請願（第二四五一号）

一、成人の重国籍容認に関する請願（第二四五二号）

第二四五〇号 平成十七年七月十五日受理

国籍選択制度及び国籍留保届の廃止に関する請願

請願者 千葉県成田市吾妻三ノ一八ノ四

田中幸子 外六十九名

紹介議員 鈴木 陽悦君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第二四五一号 平成十七年七月十五日受理

国籍選択制度の廃止に関する請願

請願者 フランス共和国インゲルスハイム

村コルマル通り六九 岩崎あゆ

み 外九名

紹介議員 鈴木 陽悦君

この請願の趣旨は、第一七八一号と同じである。

第二四五二号 平成十七年七月十五日受理

成人の重国籍容認に関する請願

請願者 ドイツ連邦共和国バイエルン州ノ

ルデンドルフ村サットラー通り九

小林美貴子 外十五名

紹介議員 鈴木 陽悦君

この請願の趣旨は、第一七八二号と同じである。

八月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案（衆）

出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律案

出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号口に該当する旅券を所持する外国人（同条第二号に規定する外国人をいい、同条第三号に規定する乗員を除く。）であつて、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸し

ようとする場合においては、同法第六条第一項本文の規定にかかわらず、その旅券には、日本国領事官等（同法第二条第四号に規定する日本国領事官等をいう。）の査証を要しない。

附 則

この法律は、二十五年日本国際博覧会の終了の日の翌日から施行する。

平成十七年八月十一日印刷

平成十七年八月十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A